

箕面市立総合運動場の管理運営に係る協定書

箕面市教育委員会（以下「甲」という。）と箕面市立総合運動場（以下「総合運動場」という。）の指定管理者であるみのお NEXT スポーツコミュニティパートナーズ（以下「乙」という。）は、総合運動場の管理運営等に関し、箕面市立総合運動場条例（平成17年箕面市条例第27号。以下「条例」という。）及び箕面市立総合運動場条例施行規則（平成17年箕面市教育委員会規則第21号）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（指定管理者指定の意義）

第1条 甲及び乙は、総合運動場の管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって、市民のスポーツ活動の一層の推進を図ることにあることを確認する。

（管理の基準）

第2条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例その他の関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、総合運動場が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第3条 乙が指定管理者として管理を行う総合運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1） 第一総合運動場

名称	所在地
市民体育館（スカイアリーナ）	箕面市新稲二丁目14番45号
武道館	箕面市新稲三丁目12番1号
市民プール	箕面市新稲四丁目18番14号
市民テニスコート	箕面市桜二丁目15番地
市民野球場	箕面市桜二丁目1139番地

(2) 第二総合運動場

名称	所在地
市民体育館	箕面市外院一丁目2番3号
市民プール	箕面市外院一丁目2番3号
市民テニスコート	箕面市外院一丁目47番地の1
市民多目的グラウンド	箕面市外院一丁目47番地の1

(3) その他関係施設

名称	所在地
西小学校前用地（開発グラウンド）	箕面市新稲四丁目980番1
桜保育所跡地駐車場	箕面市桜一丁目239番1
総合水泳・水遊場事業用地（西ノ池跡地）	箕面市粟生外院一丁目356番 箕面市粟生外院一丁目240番1 箕面市粟生外院一丁目357番 箕面市粟生外院一丁目241番1 箕面市粟生外院一丁目355番 箕面市粟生外院一丁目354番 箕面市外院一丁目47番17 の一部

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって総合運動場を管理しなければならない。

(指定期間等)

第4条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までとする。

2 次条に定める本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第5条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第2条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 条例第3条第2項第2号に規定する総合運動場の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (3) 箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則（平成1

9年箕面市規則第76号)第2条第1項第2号に規定する公共施設予約システム(以下「システム」という。)の運用に関する業務

- (4) 甲及び甲の関係機関が主催する事業への協力及び協働に関すること。
 - (5) 甲及び甲の関係機関が実施する各種調査、報告に関すること。
 - (6) 災害時の対応に関すること。
 - (7) その他甲が必要と認める業務
- 2 本業務を行うにあたっては、この協定に定める事項のほか、「箕面市立総合運動場指定管理者募集要項」及び「箕面市立総合運動場業務水準書」に定める事項、並びに乙が箕面市立総合運動場指定管理者の募集にて応募(提案)書類に記載した事項を遵守するものとする。
- 3 第1項の業務は、別に定める業務仕様書(以下「仕様書」という。)に従い行うものとする。
- 4 甲及び乙は、仕様書の内容について変更すべき理由が生じたときは、協議の上仕様書の一部を改正することができる。

(業務の範囲の変更)

- 第6条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって前条に定める業務の範囲の変更を求めることができる。
- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。
 - 3 業務の範囲の変更については、前項の協議において決定し、書面により合意するものとする。
 - 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

(自主事業および特別提案の実施)

- 第7条 乙は、第5条に定める業務の範囲以外に、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。
- 2 自主事業の実施にかかる経費は乙が負担するものとし、事業収入は、乙の収入として収受させるものとする。
 - 3 乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲と協議し、甲の承認を得なければならない。
 - 4 乙が応募時に提案し、甲と乙の協議によりその内容を決定した特別提案の実施にかかる経費は乙が負担するものとする。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第8条 乙は、本協定、条例、関係法令等のほか、第18条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第9条 乙は、本業務及び自主事業を行うにあたり必要と認めるときは、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急事態の対応)

第10条 乙は、総合運動場において災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、前項の緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると甲が判断した場合は、総合運動場の利用及び管理について甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、総合運動場の管理等を行わなければならない。

(公益通報等の報告)

第11条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、本業務及び自主事業について通報窓口公益通報することができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要

網の規定に基づき処理を行うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

第12条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的に総合運動場の管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。

3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。

4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 乙は、条例第16条の規定とともに次の各号の事項を遵守し、運動場の管理に際して知り得た個人情報又は行政情報の適切な管理に務め、漏えい、滅失及び毀損の防止のための必要な措置を講じなければならない。

(1) 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 乙は、前号に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。

(3) 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。

(4) 乙及び乙の従事者は、この協定書に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。

(5) 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び箕面市個人情報保護条例（平成2年箕面市条例

- 第1号) その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。
- 2 総合運動場の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。
 - 3 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
 - 4 乙は、箕面市個人情報保護条例の趣旨を遵守するとともに、同条例第28条から第30条まで及び第32条の罰則規定の適用を受けるものとする。

(人権研修等の実施)

第14条 乙は、本業務に従事する者が人権問題、個人情報保護等について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、必要な研修等を行うものとする。

(甲による備品等の貸与)

第15条 甲は備品を乙に無償で貸与するものとする。

- 2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第16条 前項の備品等は、甲に帰属する。

- 2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

- 第17条 乙は、第15条に定めるもののほか、業務を行うにあたり必要な備品等を購入又は調達することができる。
- 2 乙が購入又は調達した備品の所有権は、乙に帰属するものとし、第15条第1項の備品とは別にこれを管理するものとする。

第4章 業務の実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第18条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる事項を記載し

た事業計画書等を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 当該年度の事業概要
 - (2) 人員配置等履行体制
 - (3) 施設、附属設備等の維持管理計画
 - (4) 開館時間及び休館日並びに利用料金体系の設定に係る事項
 - (5) 自主事業に係る事項
 - (6) 収支予算
 - (7) その他甲が必要と認める事項
- 2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第19条 乙は、業務日報を備えて常に運動場利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や運動場利用状況、備品購入及び修繕の実施状況等を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後2ヶ月（指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度における総合運動場の管理運営業務の実施状況、総合運動場の利用状況、収支決算等乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を作成し、甲へ提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第20条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況等の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務実施状況等を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査の通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第21条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、乙による業務の実施が募集要項等の内容を満たしていないと合理的に認められるときは、法第

- 244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。
- 2 甲は、乙が第20条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。
 - 3 乙は、前各項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第22条 乙は、その名称、所在地、定款、役員、登記事項証明書その他甲が必要と認める事項に変更が生じたときは、条例第6条の規定により当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。

(評価の実施)

- 第23条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち、甲が必要と認めるものを実施しなければならない。
- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
 - (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
 - (3) 評価の実施に必要な資料の作成
 - (4) 評価の実施時における説明
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること
- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 利用料金と指定管理料等

(利用料金)

- 第24条 甲は、総合運動場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。
- 2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の口座振替業務等)

第25条 甲は、システムを利用して総合運動場を利用する者の利便性を損なわず、効率的な管理運営に資するため次に掲げる業務を行うものとする。

(1) システムを活用し、前条第1項の利用料金を口座振替により徴収する業務

(2) システムを活用して徴収した利用料金を乙に償還する業務

2 利用料金を利用者が滞納した場合は、乙が督促等により徴収するものとする。

3 第1項第1号の徴収に係る口座振替の手数料は甲の負担とする。

(指定管理料)

第26条 甲は、総合運動場の管理運営に係る経費として、次の表に定める指定管理料を乙に支払う。

期 間	指定管理料 (税抜金額)
令和5年4月1日～令和15年3月31日	年額 78,181,818円

2 第5条第4項の規定による業務の範囲の変更、関係法令の改正に伴う経費の変更その他やむを得ない事情により前項の指定管理料を変更するときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(支払方法)

第27条 甲は、前条第1項の指定管理料について、乙の請求により、前払金として毎年度4月、7月、10月及び1月に当該年度の指定管理料(税抜金額)を4で除した額に請求月時点における消費税及び地方消費税を加算した金額(小数点以下四捨五入)を支払うものとする。ただし、前条第2項の規定により指定管理料を変更したときは、この限りでない。

第6章 損害賠償及び緊急事態等

(リスク分担)

第28条 総合運動場の管理運営に伴う甲と乙のリスク分担については、次に掲げる表に定めるとおりとする。

項目	指定管理者	教育委員会
事業の運営資金	○	
業務開始前後の引き継ぎに関する費用	○	

項目		指定管理者	教育委員会
事業 収益 の悪化	計画の見込み違い、運営費の膨張等指定管理者の責めに帰すべきもの		○
	利用料金等各種債権の未収によるもの		○
	物価・金利・需要の変動や公共料金の値上げ等社会経済動向に関連するもの		○
	光熱水費の異常高騰によるもの		協議事項
法令や 条例等 の変更	消費税率変更に伴う指定管理料転嫁額		○
	計画時の経費で対応可能なもの		○
	上記で 対応不可能なもの	施設・設備自体の改修が必要なもの	○
		その他	協議事項
施設・ 設備・ 管理物 品の 損傷	管理瑕疵がある等指定管理者の責めに帰すべきもの		○
	自主事業や特別提案により導入したもの		○
	自然災害や経年劣化等その他事情によるもの	計画時の経費で対応可能なもの	○
		上記で対応不可能なもの	協議事項

項目		指定管理者	教育委員会		
事業の 遅延・ 中止・ 停止	教育委員会(または市)の事情によるもの	施設・設備の改修に必要な期間	○		
		上記以外の理由によるもの		○	
	指定管理者の事情によるもの	管理運営瑕疵がある等指定管理者の責めに帰すべきもの		○	
		民事再生手続開始申立等指定管理者の存続が危ぶまれる場合	再建、再生・続行計画等の提出と承認	提出	承認・不承認権
			指定取消等の処分による損害費用の負担	○	
		破産等指定管理者の存続不能が確定した場合	指定取消等今後の方針の決定権		○
			指定取消等の処分にかかる損害費用の負担	○	
	自然災害等その他の事情によるもの	臨時閉館等一定期間の事業延期・中止	応急対応	○	
			損害費用の負担	協議事項	
		施設半壊等復旧の見込みがたたない期間の事業中止	応急対応	○	
今後の方針の決定			協議事項		
損害費用の負担	なし	なし			
損害賠償	施設自体の瑕疵によるもの			○	
	管理運営の瑕疵によるもの		○		
	自然災害等その他の事情によるもの		協議事項		
	損害発生時の応急対応		○		

項目		指定管理者	教育委員会	
周辺地 域、利 用者 対応	クレ ーム や 要望	管理運営方法等に起因するもの	○	
		自然災害等その他事 情によるもの	初期対応	○
	上記で対応不 能なもの		協議事項	
	事故、事件発生時の対応		○	
	業務上知り得た情報や個人情報の漏えいによる事後措置		○	

(損害賠償等)

第29条 乙は、総合運動場の管理運営に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者へ損害を与えたとき及び総合運動場の施設、附属設備等を破壊又は滅失したときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決にあたらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

4 甲及び乙は、甲乙いずれに責めに帰すべき事由があるか不明又はいずれにも責めにきすべき事由がない、利用者又は第三者に関する事故・損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

5 甲が実施する施設の改修等により施設を閉鎖した際に生じた損害は、乙の負担とする。

6 災害等により甲の関係機関が緊急に施設を利用した際に生じた損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

(賠償責任保険の加入)

第30条 乙は、総合運動場を管理運営するにあたり、総合運動場の施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

(不測事態発生時の対応)

第31条 乙は、総合運動場の管理運営に係る不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用負担等)

第32条 乙は、総合運動場の管理運営に係る不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

第7章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第34条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 法第244条の2第10項に規定する指示に従わないとき
- (2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき
- (3) 本業務を適正に行うことができなくなったとき
- (4) 総合運動場の管理運営上不適切な行為があったとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙の管理運営業務の継続が困難となったとき又はそのおそれが生じたときと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により指定の取消しを行おうとするときは、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの要否及びその理由
- (2) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

- 3 本条第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第35条 乙は、指定期間内において指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理運営を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第36条 甲又は乙は、不測事態の発生により本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項に規定する指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び費用の増加は、甲と乙の協議により決定するものとする。

第8章 指定期間満了等の取扱い

(業務の引継ぎ)

第37条 乙は、乙の費用負担において、指定期間開始前に、甲及び現指定管理者より業務の引継ぎ等を受けなければならない。

- 2 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、サービスの低下を招かないよう、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(原状復帰義務)

第38条 乙は、指定期間の満了等までに指定開始日を基準として総合運動場を原状に復帰し、甲に対して総合運動場を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙は総合運動場の原状復旧は行わずに、甲が定める状態で甲に対して総合運動場を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第39条 乙は、指定期間の満了等の際し、備品を次のとおり扱うものとする。

(1) 第15条第1項に定める備品については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。

(2) 第17条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合には、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第9章 その他

(権利及び義務の譲渡等の禁止)

第40条 乙は、条例第20条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第41条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

(1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。

(2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第42条 乙は、条例第12条第3号及び第14条第3号に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(協定の変更)

第43条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事

情が生じたときは、甲乙協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第44条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくは本協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第45条 本協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第46条 この協定書は、箕面市議会において、総合運動場に係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決が得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を5通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年（2022年）11月18日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 利

乙 みのおNEXTスポーツコミュニティパートナーズ
代表団体
大阪市中央区北浜四丁目1番23号
美津濃株式会社
代表取締役社長 水 野 明 人

構成団体
大阪市中央区北浜四丁目1番23号
ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役 篠 村 嘉

構成団体
大阪市中央区南新町二丁目3番7号
株式会社サンアメニティ大阪
代表取締役 加 藤 隆 志

構成団体
泉佐野市上町一丁目4番10号
株式会社サクセス
代表取締役 堀 内 泰

